

# 長岡京市土木工事共通仕様書

令和6年12月9日改訂

# 長岡京市土木工事共通仕様書

## 第1条（総則）

- （１） 本工事は、京都府策定の「土木工事共通仕様書（案）〔令和６年４月〕」（以下「共通仕様書」という。）「土木工事施工管理基準〔平成２９年９月〕」（以下「施工管理基準」という。）及び「土木請負工事必携〔令和６年４月〕」（以下「工事必携」という。）及び「長岡京市請負工事施工管理基準（平成２８年４月）及び請負工事写真管理基準（撮影）要領（平成２９年９月）」により施工するものとする。
- （２） 「共通仕様書」、「施工管理基準」と重複する項目については、本仕様書並びに「長岡京市請負工事施工管理基準及び請負工事写真管理基準（撮影）要領」が優先する。

## 第2条（関係法令等の遵守）

- （１） 本工事の施工にあたっては、工事に関する本市の条例・規則のほか「共通仕様書」にて明記されている関係法令、その他関係諸法令等を守り施工しなければならない。
- （２） 受注者は、諸法令を遵守せず違反した場合、これが起因して発生する責務が発注者に及ばないようにしなければならない。
- （３） 受注者は、本工事の設計図書・各仕様書等が第１号の諸法令等に照らし、不適當もしくは矛盾していることが判明した場合には、直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

## 第3条（施工計画書）

「共通仕様書」１－１－１－４に規定する施工計画書を提出しなければならない。

#### 第4条（施工方法）

工事請負契約書（以下「契約書」という。）第1条第3項に規定する施工方法等は、設計書及び図面に示す以外のもので、本工事の数量変更による場合を除き、原則として変更の対象としない。

#### 第5条（現場代理人の要件）

本工事の施工にあたり、契約書第10条に基づく現場代理人は、主任技術者又は監理技術者と同様、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を選任し配置しなければならない。

なお、経営事項審査に提出する際の技術職員名簿に記載のない技術者を現場代理人として配置する場合、常時雇用関係の証明できる書類を提出すること。なお、雇用関係を証明するための書類には以下のものがある。

- （1）健康保険被保険者証
- （2）源泉徴収票
- （3）健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
- （4）住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書

#### 第6条（提出書類）

- （1）工事の着手にあたっては、発注者が定める「提出書類の様式（土木請負工事関係様式集）」に掲げる書類を提出期限までに必要な部数を提出し承諾等を得なければならない。
- （2）工事が完了したときは、発注者が定める「提出書類の様式（土木請負工事関係様式集）」に掲げる書類の他、次の書類を提出しなければならない。
  - ① 出来高図                      ② 工事写真                      ③ 試験成績表                      ④ 主要材料納品伝票
- （3）その他、本仕様書及び監督職員の指示する書類を、その指示する期限までに提出しなければならない。

#### 第7条（品質管理試験等）

本工事の施工管理は、「施工管理基準」に記載される項目を実施するものとする。なお、本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準に記載される必須項目を実施し、その他の項目については、必要に応じて監督職員の指示により実施するものとする。

#### 第8条（段階確認）

受注者は、監督職員の指示した工種の施工段階において、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は工種、細別、確認の予定時期、測定後結果等を監督職員に書面（長岡京市工事様式7）により報告しなければならない。また、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定め、確認するものとする。（長岡京市工事様式7－1）

#### 第9条（安全施設類）

- （1）標識類、防護柵等の安全施設については、「共通仕様書」、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日）及び道路工事保安施設設置基準(案)（道路局・昭和47年2月）」等の諸基準により、現場状況に応じて設置するほか、道路管理者及び所轄警察等第三者との協議に基づき実施するものとする。
- （2）受注者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事の目的、工事名、工事場所、工期、受注者名、発注者名を記載した標示板を設置しなければならない。
- （3）標示板は、「共通仕様書」に示す交通安全管理等の基準及び「工事現場における標示板の設置について」（京都府建設交通部指導検査課長、平成20年5月23日）に準じて作成するものとする。
- （4）受注者は、車両通行規制等を伴う作業を行う際は、規制標識類及び迂回看板等の設置により、現地において明確に掲示することとする。また、仮歩道を設置する際は、可能な限り現状の歩道幅を確保するとともに、段差等が無いよう設置するものとする。

#### 第10条（安全訓練等）

「土木請負工事における安全・訓練の実施について（京都府・平成9年2月）」により実施するものとする。

#### 第 1 1 条（作業時間及び休日作業）

作業時間は午前 9 時から午後 5 時までを基本とすること。（夜間工事については、別途協議のこと。）

休日等にやむを得ず作業を行う必要がある場合は事前に監督職員に届けるものとする。

#### 第 1 2 条（再生資源利用促進計画書・報告書の作成）

##### （1）再生資源利用計画書・報告書の作成について

再生資源利用計画・報告には、次に掲げる事項を定めるものとする。

（ア）土砂・砕石・加熱アスファルト混合物の各資材ごとの利用量

（イ）前記アの利用量のうち再生資源ごとの利用量

（ウ）前記イに掲げるもののほか再生資源ごとの利用量

##### （2）再生資源利用促進計画書・報告書の作成について

再生資源利用促進計画・報告には、次に掲げる事項を定めるものとする。

（ア）指定副産物の種類ごとの搬出量

（イ）指定副産物の種類ごとの再資源化施設、又は他の工事現場等への搬出量

（ウ）前記イに掲げるもののほか指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項

#### 第 1 3 条（残土処理計画書・報告書の作成）

受注者は、工事を施工する場合において、予め残土処理計画書を作成するものとする。なお、残土処理計画書は施工計画書に含めて提出するものとする。また、施工後は、残土処理報告書を提出するものとする。

#### 第 1 4 条（廃棄物処理計画書・報告書の作成）

受注者は、工事を施工する場合において、予め廃棄物処理計画書を作成するものとする。なお、廃棄物処理計画書は施工計画書に含めて提出するものとする。また、施工後は、廃棄物処理報告書を提出するものとする。

#### 第15条（建設副産物「建設発生土、産業廃棄物」の搬出）

本現場から発生する産業廃棄物処理（収集運搬・処分）にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」に基づき適正な処理を行うこと。

なお、本工事の施工により発生する建設副産物は下記の場所に搬出するものとする。

ただし、やむを得ない事情により上記により難い場合は監督職員と協議の上その指示によるものとし、設計変更の対象とする。

| 建設副産物   | 受入場所                 | 受入機関及び受入時間 | その他受入条件 |
|---------|----------------------|------------|---------|
| コンクリート塊 | 京都府又は京都市の産業廃棄物処理許可業者 |            |         |
| アスファルト塊 | 京都府又は京都市の産業廃棄物処理許可業者 |            |         |
| 建設発生土   | 特記仕様書によるものとする        |            |         |

#### 第16条（再生材の利用）

本工事において、再生資材を使用する場合は、下記のとおりとする。ただし、再生材製造工場の都合により下記の再生資材の使用が困難な場合については、新材とするものとし、設計変更の対象とする。

| 資材名               | 規格           | 用途             |
|-------------------|--------------|----------------|
| 再生クラッシャーラン        | RC-30（40）    | 埋戻、路盤、小型構造物の基礎 |
| 再生粒度調整碎石          | RM-30（40）    | 上層路盤           |
| 再生加熱アスファルト安定処理混合物 | 再生アスファルト安定処理 | 上層路盤           |
| 再生加熱アスファルト混合物     | 再生粗粒度アスコン    | 基層             |
|                   | 再生密粒度アスコン    | 表層             |
|                   | 再生細粒度アスコン    | 表層             |

なお、再生資材を使用する場合は、下記により品質が適正であるか確認のうえ使用するものとする。

- (1) 上記再生資材を、路盤又は舗装材として使用する場合は「プラント再生舗装技術指針」によるものとする。
- (2) 再生クラッシャーランを小型構造物の基礎材として使用する場合は、J I S A 5 0 0 1に規定する粒度分布の範囲のものを使用するものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを使用する。
- (3) 埋戻しは、原則として発生土を使用するものとする。ただし、発生土で賄えない場合は、監督職員と協議のうえ決定する。

#### 第17条（事前調査）

工事施工により周辺家屋等、影響が予想されるものについては、家屋等所有者の承諾の上、受注者において事前に調査をおこない写真等にて記録しておくこと。内容については別途監督職員と協議すること。

#### 第18条（紛争等）

地元、隣接地との間に紛争等が生じた場合は、受注者において責任をもって処理すると共に直ちに監督職員に報告すること。

#### 第19条（住民対応）

受注者は、工事中、工事現場に関係する地区住民等に誠実に対応しなければならない。

#### 第20条（出来高図面などの作成）

受注者は、工事施工後工事出来高図面（舗装展開図には、コア採取箇所を明示すること）を2部提出するものとし、作成に要する費用は、受注者が負担しなければならない。

また、国の会計検査対象工事について、監督職員の指示があった場合には、標柱シール作成要領に基づく標柱シールを作成すること、なお、当該費用は受注者が負担しなければならない。

## 第 2 1 条（セメントコンクリート製品）

本工事に使用するセメントコンクリート製品は、共通仕様書及び「コンクリート二次製品標準図書（案）〔側溝・水路編〕」（以下、標準図書（案）という。）によるものとし、使用にあたっては、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、「標準図書（案）」に示す構造規格（案）を満足する側溝等の使用にあたっては、監督職員の承諾を得て使用することができるものとし、それに係る請負代金の変更は行わないものとする。

ただし、設計図書等は設計変更の対象とする。

## 第 2 2 条（不当介入に対する措置）

受注者は、工事の施工に当たり、暴力団等から不当要求又は工事妨害等を受けた際には、速やかに「長岡京市暴力団等排除措置要綱」に基づき所轄の警察署に届け出ると共に監督職員に報告しなければならない。

## 第 2 3 条（適用除外）

本工事について、「共通仕様書」における「情報共有システムの利用」、「電子納品の実施」、「重層下請理由書の提出」に関する規定は適用しない。